

# 小水力発電(従属発電)の水利使用許可手続の簡素化・円滑化

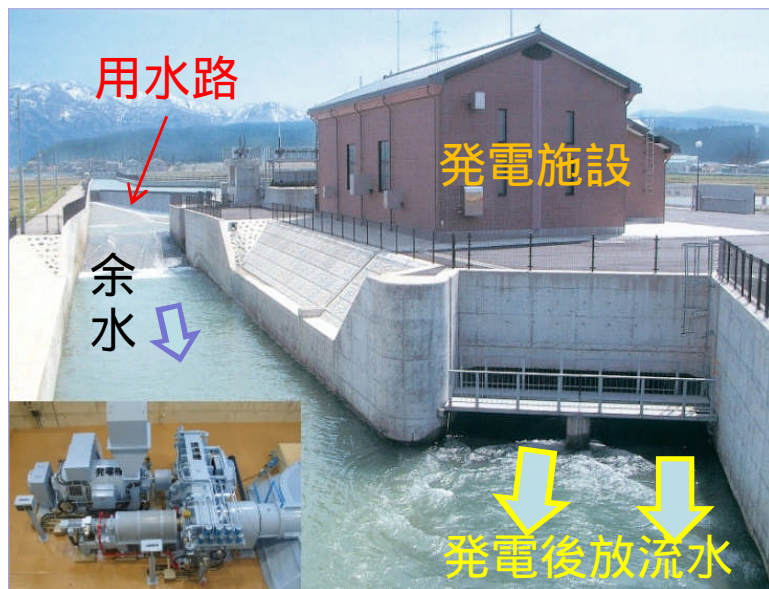
小水力発電(従属発電)を促進するため、次のような水利使用許可手続を簡素化・円滑化する措置を実施。

## (1) 水利使用許可権限の移譲

主たる水利使用と従属発電に係る水利使用の許可権者が同一となるよう、国土交通大臣から都道府県知事等に許可権限を移譲(政令改正)(本年1月25日閣議決定、3月1日施行予定)

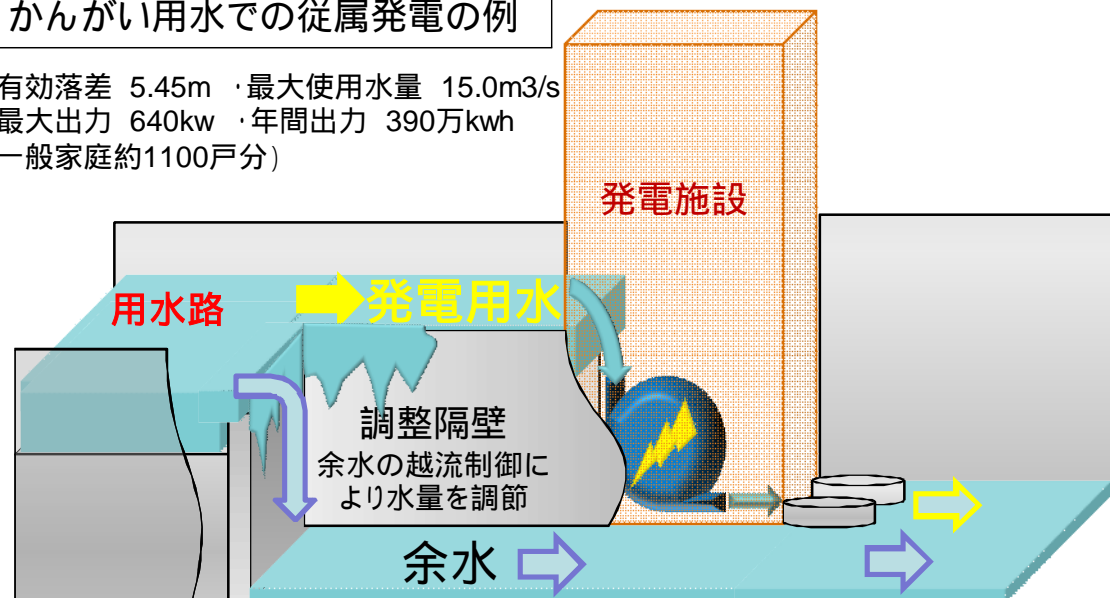
## (2) 総合特別区域法案への対応(今国会提出)

総合特別区域において「特定水力発電事業」(従属発電事業)を行う場合の水利使用許可手続の簡素化、標準処理期間の短縮化



### かんがい用水での従属発電の例

・有効落差 5.45m ・最大使用水量 15.0m<sup>3</sup>/s  
 ・最大出力 640kw ・年間出力 390万kwh  
 (一般家庭約1100戸分)



# 河川法施行令の一部を改正する政令案について

平成 23 年 1 月  
国土交通省  
河川局水政課

## 1. 改正の背景

再生可能エネルギーの導入促進は、地球温暖化対策のみならず、エネルギーセキュリティの向上、環境関連産業育成の観点から重要な課題です。

政府においては、「規制・制度に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)において、「再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(小水力発電の導入円滑化)」として、「一定規模以下の小水力発電目的での従属発電による水利使用について、従属元の水利使用の処分権者が都道府県知事である場合、特定水利使用の対象外とする。〈平成22年度中〉」こととしています。

この閣議決定を踏まえ、今回、以下のとおり、河川法施行令を改正することとします。

## 2. 改正の概要

### 河川法施行令第二条関係

現在、発電のためにする水利使用は全て特定水利使用とされ、一級河川の指定区間においても全て国土交通大臣の許可が必要とされています。

このうち、都道府県知事が許可する従属元の水利使用(特定水利使用以外の水利使用)に従属する発電による水利使用について、特定水利使用から除外します。

これにより、当該水利使用については、都道府県知事の許可で足りることになります。

### 河川法施行令第二十条の二関係

により特定水利使用の対象外とされた従属発電による水利使用のうち、準特定水利使用(取水量が一定規模以上の水利使用等)に従属する発電による水利使用については、準特定水利使用として位置づけることとします。

## 3. 今後のスケジュール

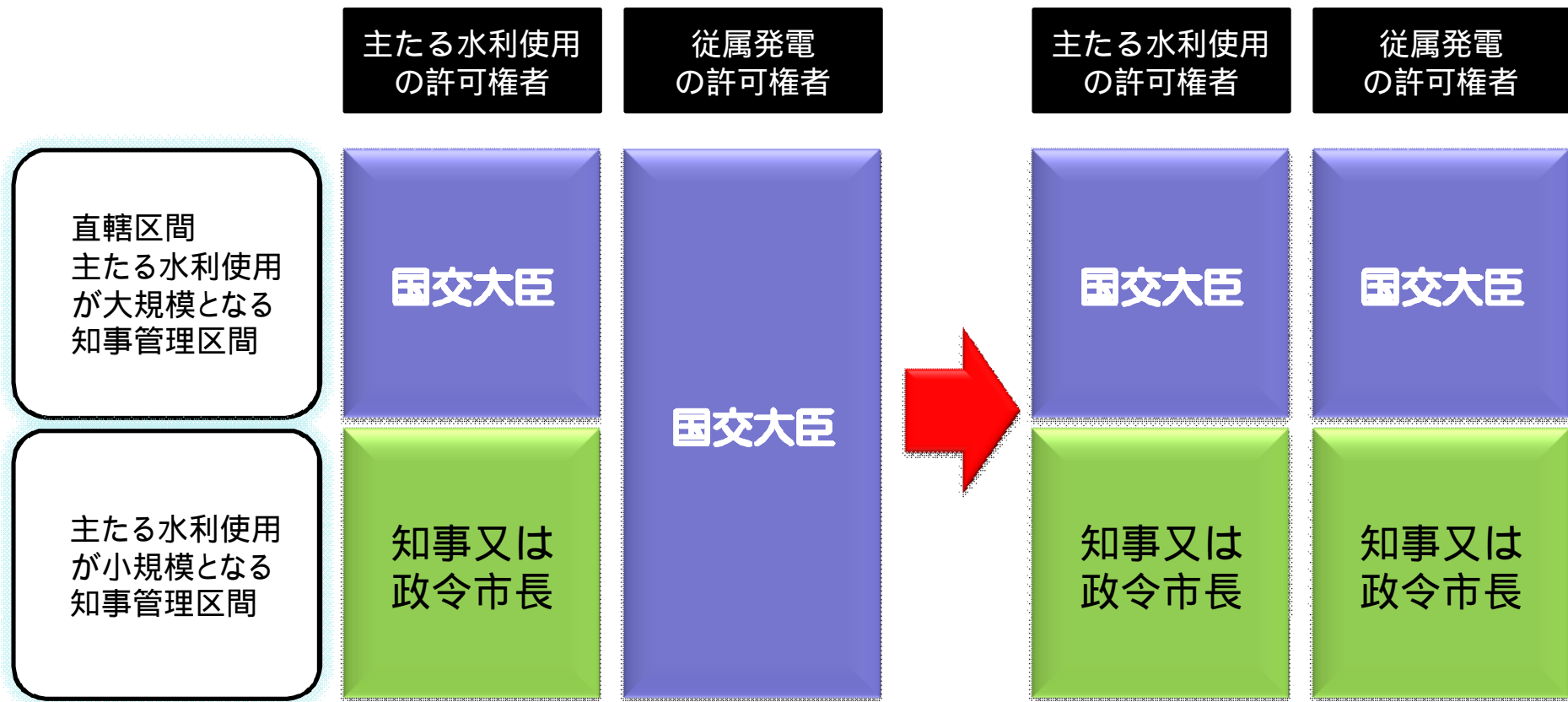
施行：平成23年3月1日

# 水利使用許可権限の移譲

従属発電に係る水利使用権限について、国土交通大臣から都道府県知事等に対し権限移譲を実施。

## 【従前】

## 【政令改正後】



\* 本年3月1日に施行予定

# 総合特別区域法案のスキーム

内閣官房が主管の法律(2/15閣議決定)

総合特別区域推進本部(本部長:内閣総理大臣)

総合特別区域推進WG

総合特別区域基本方針(閣議決定)

## 総合特別区域指定申請

(国際戦略総合特別区域又は地域活性化総合特別区域)

- ・地方公共団体が地域協議会の協議等を経て申請
- ・民間は地方公共団体に指定申請することの提案が可能
- ・申請に併せ、新たな規制・制度改革や支援措置について提案

地域協議会

- ・地方公共団体、実施主体等により構成

## 総合特別区域の指定

- ・推進本部の議を経て内閣総理大臣が指定
- ・国と地域で課題解決の方向性を推進方針として共有

## 総合特別区域計画の作成・認定

- ・特例措置・支援措置の対象事業について記載

## 総合特別区域基本方針のイメージ

### 1. 総合特区制度の趣旨

- ・新成長戦略等の政策課題を解決するための突破口
- ・地域の責任ある戦略が前提
- ・民間の知恵と資金を最大限活かす
- ・実現可能性ある限定区域に国と地域の政策資源を集中し、規制・制度の特例措置と税制・財政・金融上の支援措置を総合的に実施

### 2. 総合特別区域の要件

- 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示
- 先駆性と一定の熟度
- 地域資源等を活用した取組の「必然性」
- 地域の「本気度」を示す責任ある関与
- 明確な運営母体
- 有効な国の規制・制度改革の提案
- 国際戦略総合特別区域については、指定数は少数に限定

### 3. 特例措置・支援措置事項

等

## 国と地方の協議会(協議の場) 総合特別区域毎に設置

- ・構成: 国の関係行政機関・地方公共団体・事業の実施主体(民間・NPO等)等
- ・協議事項: 新たな規制・制度の特例措置・税制・財政・金融上の支援措置等
- 協議の整った事項について構成員は尊重義務を負う
- 総合特区継続中は継続的に開催し、PDCAサイクルを実施

## 国が法令等の改正を措置(特例措置等が累次追加)

## 特例措置・支援措置

### (1) 規制・制度の特例

個別法・政省令等の特例 (例) 建築基準法の特例、通関案内土法の特例等 地方公共団体事務について政省令で定める処理基準等の条例委任の特例

### (2) 税制上の特例

国際戦略総合特区: 国際競争力強化のための法人税の軽減 地域活性化総合特区: 地域の志のある資金を結集するための措置

### (3) 財政上の支援

- ・総合特区に関する計画の実施を支援するため、各府省庁の予算制度を重点的に活用
- ・総合特区推進調整費(151億円)により、なお不足する部分を機動的に補完

### (4) 金融上の支援

- ・総合特区に関する計画に係る事業を実施する者が、金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、総合特区支援利子補給金(1.5億円)を支給

予算額は平成23年度政府予算案計上額

# 総合特別区域法案における規制の特例(国交省関係)

## 通訳案内士法の特例

・総合特別区域として指定を受けた区域内において、総合特別区域計画の認定を受けた自治体を実施する研修を修了すれば、通訳案内士法に基づく通訳案内士の資格を有していなくても、報酬を得て通訳案内を行うことを可能とする。

## 建築基準法の特例

総合特別区域として指定を受けた区域内においては、例えば、工場などを活用した産業観光の推進のため、工業地域等におけるホテル・旅館等の宿泊施設の立地規制の緩和を促進する。

総合特別区域計画において、特別用途地区における用途規制の緩和に係る手続を簡略化する。

## 河川法の特例等

・地域活性化総合特別区域計画に定められた従属発電事業(かんがい用水等を活用した小水力発電事業)に係る水利権許可手続について、河川法等により必要とされる関係行政機関の長への協議や国土交通大臣の認可等を不要とし、許可手続を簡素化する。あわせて、上記従属発電事業に係る水利権許可に要する処理期間を短縮する。

### 都市再生特別措置法との連携

国及び地方公共団体は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する施策について、都市の国際競争力の強化に関する施策等との連携に努める旨を規定する。(都市再生特別措置法改正案にも同様の規定を盛り込む。)